

# 令和4年度（2022年）税制改正（賃上げ促進税制）

令和4年度（2022年）税制改正について、前回主な改正項目の概要をご紹介しましたが、今回からそれらを個別に紹介いたします。

生産性の向上や経営基盤強化を国が支援する方法の一つとして、税制面で所得拡大促進税制を拡充し、賃上げを高い水準で行い、また人的投資として教育訓練費を増加させた場合に、給与等支給額の増加額の最大 **40%を控除** することとした上で、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用することとしました。



## 中小企業者等向け賃上げ促進税制（改正）

現行制度に対して、改正案では積極的に賃上げ（または教育訓練）を促す制度に改正されています。

	現行制度	改正案（R4.4.1以降開始年度）
通常措置	雇用者給与等支給額 前年度比+1.5%以上 ⇒税額控除額 控除対象雇用者給与等支給増加額の15%	現行制度と同じ (1.5%以上増加で <b>15%</b> の控除)
上乗せ措置	① 雇用者給与等支給額 前年度比+2.5% ② 教育訓練費 前年度比+10% ③ 経営力向上計画の認定及び証明 ⇒税額控除の上乗せ 上記①に加え②or③の要件を満たす場合 通常措置+10% (通常15%+上乗せ10%=25%)	① <b>雇用者給与等支給額</b> 前年度比 <b>2.5%以上増加</b> なら ⇒税額控除額の上乗せが、 <b>通常措置に+15%</b> ② <b>教育訓練費</b> 前年度比 <b>10%以上増加</b> なら ⇒税額控除額の上乗せが、 <b>通常措置に+10%</b> ※①及び②を満たす場合 上乗せ措置の①か②の両方を満たせばどちらも適用され、最大40%控除となります。 (通常15%+上乗せ①15%+上乗せ②10%= <b>40%</b> )
控除限度	当期法人税額の20%	現行制度と同じ

右の図は上記の改正案の表を図式化したものになります（経済産業省のパンフレットより）。

## 大企業向けの制度の改正

大企業（資本金1億円超。またその子会社等含む）向けは、中小企業者等向けに比べ適用要件が若干厳しく、また「継続雇用者」の要素が復活しました。

- ・対象となる給与支給額の定義の変更  
新規雇用者給与等 → **継続雇用者給与等**
- ・継続雇用者給与の増加率  
通常措置 **前年度比3%以上増加**で、  
雇用者全体の賃上げ額の **15%控除**  
上乗せ措置① **同4%以上増加**で控除率+10%  
上乗せ措置② **教育訓練費+20%以上増加**で+5%

### <大企業向け（資本金1億円超の企業など）>

適用対象：青色申告書を提出する全企業  
適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度  
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件	追加要件
継続雇用者の給与等支給額が前年度比で4%以上増加 ⇒ <b>25%税額控除*</b> or 継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加 ⇒ <b>15%税額控除*</b>	教育訓練費が前年度比で20%以上増加 ⇒ <b>+5%税額控除*</b>

※ 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

大企業向けの詳細情報はこちら

### <中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等  
適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度  
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件	追加要件
雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加 ⇒ <b>30%税額控除*</b> or 雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加 ⇒ <b>15%税額控除*</b>	教育訓練費が前年度比で10%以上増加 ⇒ <b>+10%税額控除*</b>

中小企業向けの詳細情報はこちら

## @4月の予定

- 4/11・3月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 5/2・2月決算法人の確定申告
- ・5,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

